



(様式1)

所管財第12号
平成30年4月26日

所沢市監査委員	竹	山	登	様	
同	能	登	則	之	様
同	中		毅	志	様
同	荻	野	泰	男	様

所沢市長 藤本 正人

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成24年11月27日付け所監第51号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

監査の結果に基づく措置

部・課名 等	財務部管財課
<p>〔監査結果（指摘事項）の内容〕</p> <p>所沢市第2市民ギャラリー及び所沢市小手指市民ギャラリーについては、暫定利用を見直し、地方自治法第238条第4項に則り、普通財産から行政財産への移管を早急に検討されたい</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>小手指市民ギャラリーにつきましては、市民ギャラリーとしての暫定利用を廃止し、平成30年3月31日をもって閉館いたしました。閉館後の利用につきましては、旧庁舎利用団体の事務所移転先として「公益社団法人 所沢市シルバー人材センター」、及び「公益財団法人 所沢市公共施設管理公社」に貸出しました。</p>	